

令和3年度 愛知県への要望事項と回答

愛知県知事あてに令和3年11月17日付で要望書を提出し、令和4年1月12日付で、愛知県保健医療局長名での回答いただきました。

愛知県・名古屋市との話し合いは、コロナの感染拡大状況が予測できず、中止しました。

回答についての再質問などは、担当部署に個別に行うこととなります。

= 要望事項と回答 =

要望1 コロナ感染第6波への対策をお願いします

高齢者施設等職員への新型コロナウイルス感染症に係る集中的検査（スクリーニング検査）の実施（第4弾）ありがとうございます。

コロナ感染者が減少し、緊急事態宣言が解除されましたが、第6波に備えて、以下のような対策をお願いします。

①検査対象を施設等職員だけにとどまらず、利用者、訪問系事業者にも拡大してください。また、検査頻度を月2回程度に増やし、期間を延長してください。

ワクチン接種に比して、PCR検査は位置づけが弱いと思われれます。

施設に関係する訪問系事業者など外部からの感染事例もあります。緊急事態宣言中は定期的に検査していた事業所が宣言解除とともに、検査をやめた事例もあります。感染予防を進め、安心して働ける環境を作るためにPCR検査の繰り返しの実施・拡充をお願いします。

【回答】高齢福祉課 施設グループ 障害福祉課 事業所指導グループ

高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査につきましては、国の基本的対処方針や、厚生労働省事務連絡等を踏まえ、多くの人が生活を共にする「入所系施設」、多くの人が集まり交流する「通所系事業所」を対象施設として定め、このうち、外から感染を持ち込みやすいとされる、「施設等職員」について、職種を限定せず幅広く対象として捉え、重点的な検査を実施してまいりました。

また、検査頻度や実施期間につきましても、同事務連絡や県内の感染状況、施設側の事務負担等も考慮し、状況に応じた設定を行ってきたところです。

今般、ワクチン接種推進の効果や、各施設における感染対策の徹底等により、クラスターの発生が抑えられていることから、11月末をもって一旦検査を終了することといたしました。今後とも様々な状況を注視しながら、適切に検討・対応を行ってまいります。

②基礎疾患のある患者がコロナ感染した場合、基礎疾患にも対応できる医療機関への入院や、医療機関の連携した対応ができる体制を作ってください。

自宅療養や、宿泊療養は、難病患者には不可能です。看護師さん等の介護無しでは、療養生活はできません。

【回答】感染症対策課 体制整備グループ

本県では、臨時の医療施設の開設を含め、県内で入院病床として最大で83病院2,534床を確保しております。

その中で、重点医療機関として61病院を確保しており、専門的治療を有する患者の受入医療機関としてがん患者用41病院、透析患者用28病院、妊産婦用24病院、小児患者用23病院、精神患者用8病院、障害児者用14病院を確保しております。

さらに、愛知県立愛知病院において、中等症患者などを集中的に受け入れ、主に重症患者を受け入れる大学病院などと役割分担し、大学病院などの負担軽減を図るとともに、

医療提供体制を強化しております。

引き続き、個々の患者にとって適切な治療・療養を提供できる体制を確保してまいります。

③第6波は「小児の感染症になるかもしれない」（小児感染症医）との指摘もあります。小児分野での医療体制を作ってください。

「名古屋市内47の保育園が休園」「親から園児への感染も増えており、急激にお子さんの感染による休園が増えた」との報道もありました。

アメリカでは9月初旬に「子どものコロナ感染急増、1週間で25万人超える」「子供の入院、過去最高、毎日平均330人が入院」などの報道がありました。

子どもはワクチン接種の対象となっておらず、「子どもクラスターから大人への感染」経路パターンからの一家全滅、医療スタッフの濃厚接触者続出によるマンパワー不足が心配されます。

【回答】 感染症対策課 体制整備グループ

本県では、臨時の医療施設の開設を含め、県内で入院病床として最大で83病院2,534床を確保しております。

その中で、小児患者用として23病院を確保しており、小児患者が安心して医療を受けられるような体制を整えております。

今後とも、必要な患者に適切な医療を提供できるように、感染状況に応じて医療提供体制の充実に努めてまいります。

④県として、コロナ禍の中での愛知県内の障害者・難病患者の雇用状況を正確に把握し、働くことを望む障害者・難病患者・介護する家族が働き続けられる環境を作ってください。

【回答】 就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

障害者・難病患者の雇用状況については、県内のハローワークを統括する愛知労働局からの情報提供により把握しており、県内のハローワークにおける2020年度の障害者（難病患者等を含む）の就職件数は、前年度比465件減の5,187件で、新型コロナウイルス感染拡大の影響が少なくなかったと推察されるとの見解を示しています。

また、障害者雇用促進法第81条によれば、事業主が雇用する障害者を解雇する場合には、当該事業所を管轄するハローワークに障害者解雇届を届け出なければなりません。2020年度に愛知県内のハローワークに提出された障害者解雇届による解雇者数は、前年比6人減の114人で、うち解雇理由欄に「新型コロナウイルス感染症の影響」と明記されていたものは7人とのことでした。

県（就業促進課）としましては、障害者就職面接会の開催などにより就職機会を提供するとともに、初めて障害者を雇用する中小企業に対し、県独自の奨励金を支給するほか、「あいち障害者雇用総合サポートデスク」を設置し、国と一体となった企業向け支援を行い、障害者の雇用と定着を支援しています。

【回答】 労働福祉課 調査・啓発グループ

愛知県では、国（愛知労働局）、名古屋市、支援機関等と「あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム」を構成しており、がん、難病等の病気を抱えながらも働く意欲のある労働者が治療を理由として仕事を辞めることなく、治療を受けながら働き続けられるよう、関係機関と連携して治療と仕事の両立支援に取り組んでいます。

県の具体的な取組としては、国が平成28年2月に作成した「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を活用し、難病を含む治療と仕事の両立支援への理解を広める取組を継続していることに加えて、今年度は、中小企業の経営者や人事労務担当者を主な対象として、治療と仕事の両立支援に関するセミナー（基調講演、企業

取組事例の紹介)を県内2ヶ所で開催するとともにオンデマンドによる配信を行いました。

また、仕事と介護を両立しやすい職場環境の実現のための取組としては、県がこれまでに作成した事例集や動画等を活用しつつ、仕事と介護の両立支援の必要性に対する理解促進を図るセミナーを、尾張、西三河、東三河の県内3地域で開催しました。

こうした取組を通じて、働く意欲のある難病患者や介護する家族が働き続けられる職場環境の整備を、引き続き企業に対して促してまいります。

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

愛知県の難病相談支援センターとしての役割を持つ愛知県医師会難病相談室では、就労相談をハローワークに配置された難病患者就職サポーターと連携しながら支援を行っております。また、保健所に患者や家族より就労についてご相談を頂いた際も難病相談室や難病患者就職サポーターを紹介し、連携しております。

さらに、難病診療連携拠点病院である愛知医科大学病院に委託して実施している愛知県難病医療提供体制整備事業においては、就労支援関係者を対象とした研修会を、令和元年度から継続して実施しております。

要望2 現行の福祉医療制度を継続してください

難病患者には、医療費負担は重く、経済的理由から医療を中断される方もいます。現行の福祉医療制度を継続してください。

【回答】 障害福祉課 医療・給付グループ

障害のある方の医療保険における自己負担相当額を公費で支給する障害者医療費支給制度については、当面は、現行の制度を継続してまいりたいと考えております。

要望3 災害時における在宅人工呼吸器など使用者への電源確保対策等を強めてください

近年、災害被害は広範囲・長期間にわたるものが多くなっています。

①在宅人工呼吸器使用者本人への予備バッテリー購入補助をお願いします。

災害時に、患者の生命に直結する問題です。

災害対策ということと併せ、全国的にも市町での「日常生活用具給付事業」として実施されるところが広がってきています。

発電機は、屋外での使用となりますので、マンションなどでは使用に制限があります。家庭用蓄電池なども利用できるようになり、予備バッテリーがあれば、様々な電源対応も工夫することができます。

昨年回答に「他県の状況については把握しておりませんが、県として、他県の状況や、県内市町の取り組み状況を把握し、情報提供ください。

昨年回答に、在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金は「令和元年度に計20医療機関に対して補助を実施」とありましたが、その後の医療機関の長期の停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の活用状況をお知らせください。

②台風など災害が予測できる場合には「避難入院」できるようにしてください

保健所の相談対応内容としても検討ください。

【回答】 医務課 医務グループ

①「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金における簡易自家発電装置等の活用状況については別紙のとおりです。

②「避難入院」の取扱いについては、入院を想定している病院に相談していただきますようお願いいたします。

【別紙】 令和元年度在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費補助金

自家発電装置やバッテリー等の貸出実績について

1 貸出実績について（整備してから令和3年6月までの期間）

貸出回数	医療機関数
1回以上	9
0回	11
計	20

2 主な貸出状況

- ・ 大型台風上陸にて停電の心配があるため非常時に貸し出し。
- ・ 人工呼吸器と在宅酸素を使用しているため、停電時に備えて。
- ・ 非常時に備え、介護施設に貸し出し。
- ・ 療養者A宅で非常用電源購入検討がありガスボンベ発電機、ガソリン発電機、蓄電機の使用法、使用可能時間など体験希望があり、多職種協働で災害訓練も兼ねて貸し出した。
- ・ バッテリーの購入を検討されている家庭に対して、デモとして2週間ほど貸し出している。有用なら自身で購入を検討してもらうようにしている。

3 貸出回数が0回である理由

- ・ 非常用電源を必要とするような災害が起きていないため。

【回答】 障害福祉課 地域生活支援グループ

- ①「日常生活用具の給付・貸与（障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業）」につきましては、市町村が実施主体として定められており、各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズをもとに給付対象となる品目を定め、実施することとされております。

今年度の県内各市町村の実施状況については、次のとおりです。

	人工呼吸器用バッテリー	外部バッテリー
刈谷市	○	○
豊田市	○	○
安城市	○	○
蒲郡市	○	○
小牧市	○	○
高浜市		○
みよし市	○	○
飛島村	○	
幸田町		○
計	7市村	7市村

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

- ①指定難病の在宅人工呼吸器使用患者については、保健所での指定難病新規申請時や更新申請時の保健師の面接等で人工呼吸器の使用状況を聞き取り、ファイリングカードに記載する等して管理し、必要に応じて災害時支援や避難行動などについての検討を行っております。また、中部電力の人工呼吸器ユーザーの事前登録サービスについては、引き続き保健所保健師へ情報提供しております。
- ②災害時の対応につきましては、難病患者地域ケア推進事業の訪問相談等にて、患者様個々の病状や状況に応じて、各関係機関と連携して行っております。

【回答】 健康対策課 母子保健グループ

- ②災害時の避難に関する心配ごとについては、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の相談支援事業として、個々の状況に応じ、保健所、市町村、医療機関が連携して相談

に対応しています。

要望4 保健所体制を強化し、保健師を増員し、在宅患者への訪問事業を充実してください

コロナ禍の中で、感染症対策の拠点として保健所の必要性が再確認されました。コロナ感染が収束したとしても、新しい感染症の拡大も予測されます。

難病患者にとって、保健所・保健師は、指定難病の申請窓口としてだけでなく、療養についての相談、災害時の個別支援計画作成、市町など関係機関と連携の要としても必要不可欠です。

とりわけ、在宅患者宅への訪問事業は患者の療養生活実態をふまえた支援のためには、回数・内容ともに充実が求められます。(名古屋市では8月～9月に保健所業務の縮小が行われ、大きな弊害が起きました)

訪問相談事業、重症難病患者支援事業の経年での実施状況の変化を教えてください。

また、重症難病患者には災害時避難計画策定だけでなく、個別の避難訓練(発災時点での具体的な対応)の実施が求められます。保健所が、受給者証を申請していない重症患者や、申請をしない軽症患者の把握も進めるようにしてください。

【回答】 地域福祉課 民間福祉活動支援グループ

重症難病患者を含む災害時要支援者の支援体制については、本年5月の災害対策基本法の改正により、これまで任意とされていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。また、同じく5月に改定された、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、計画作成の優先度が高いと市町村が判断する方について、地域の実情に応じておおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでほしいとの旨が記載されました。こうしたことから、県としましては、市町村の計画作成が円滑に進むよう市町村向けの研修会の開催により、個別避難計画の作成促進を図っております。また、県が市町村の取組が進むように作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」を、災害対策基本法の改正や国の指針を反映させる形で、年度内に改正する予定をしております。

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より、患者及び家族への状況確認の連絡や書面による会議の開催など工夫をして実施しております。また、感染状況を鑑みながら、患者家族教室や医療相談事業の実施、保健師による訪問相談等を行っています。

在宅難病患者への訪問については、県保健所において、令和元年度は延 978 回訪問し、そのうち重症患者さんについては延 780 回の訪問を実施し、令和2年度は延 852 回訪問し、そのうち重症患者さんについては延 701 回の訪問を実施しております。

訪問事業の実施にあたっては、保健所において指定難病の新規申請や更新申請時に保健師による面接を行っており、それにより、在宅療養患者及びその家族に対する支援の必要性を把握し、継続的な支援が必要な方へ訪問事業を行っております。

また、受給者証を申請していない重症者や軽症者の方につきましては、引き続き関係機関との連携や相談機関への周知啓発を通じて把握に努めたいと考えております。

要望5 難病患者・家族の難病法に基づく医療費助成申請事務負担を軽減してください

難病患者が、難病法に基づく医療費助成申請をためらう要因の一つとして「事務手続きの煩雑さ」があります。行政側の工夫によって提出書類を減らすことができれば「煩雑さの減少」となり、申請促進につながります。

「申請書の受理を委託している中核市」において、中核市にデータのある「住民票」「所得課税(非課税)証明書等課税状況が確認できる書類」を省略できるように県とし

て検討・工夫して下さい。

平成 29 年に、内閣府から「情報連携可能な事務手続きの一覧及び省略可能な書類等について」の通知も出されています。

中核市である豊田市では、「住民票の写し」「市・県民税所得課税証明書」について、「取得に関する同意書を提出することで取得を豊田市に委任することができます」とされています。

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

特定医療費の申請に必要な書類は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第 12 条により、「指定難病の患者又はその保護者が、…（略）…その居住地の都道府県に提出すること。」と定められています。

また、豊田市については、市独自で本人からの代理取得の同意のもと、「住民票の写し」「市・県民税所得課税証明書」などを無償で発行しているものであり、提出書類を省略しているものではありません。

事務手続きの負担軽減の一つとしてマイナンバーカードを利用したオンライン申請等がありますが、オンライン申請等につきましては、国より「患者のオンライン申請等についても検討を行うこととしているが、指定医のオンラインでの登録が前提となるため、指定医のオンラインでの登録状況やマイナンバーカードの普及等を踏まえ、令和 5 年度までに実現できないか検討する。」とのことで、県としても国の動向を注視しているところです。

要望 6 難病患者の通院負担を軽減してください

難病患者は、病状が落ち着いているときは自力で通院できても、病状が悪化しているときは自力で通院することは難しいです。家族に送迎してもらうことが多いと思いますが、家族が高齢になったり、仕事で休みをとれない、家族も病気を抱えたときなどは送迎をお願いできません。

病状悪化時の通院時費用負担を軽減するため、タクシーチケットの利用拡大できるようにしてください。

また、障害福祉サービスの利用促進にむけての啓発・周知を強めるようお願いいたします。

【回答】 障害福祉課 業務・調整グループ

障害者に対するタクシー助成については、実施主体が市町村となっており、市町村が地域特性や利用者ニーズに応じて行っている事業です。市町村が助成対象（内容、対象範囲等）を判断しておりますので、各市町村へ相談していただきますようお願いいたします。

障害福祉サービスの利用促進にむけては、毎年度発行している福祉ガイドブックに障害福祉サービスの内容・利用方法等を掲載するなどにより広く周知しているところであり、今後も継続してまいりたいと考えております。

要望 7 レスパイトケアを充実させてください

難病患者や医療ケア児を介護する家族の負担は大変なものがあり、レスパイトケアの必要性は大きくなっています。

国が進めようとしている病院統廃合への対応について、こうした難病患者・家族の要望が反映されるようにしてください。地域の実情を承知されている地方自治体からの、国への発信もお願いします。

レスパイト相談件数・実際の利用件数などを教えてください。

他都道府県の状況などどのように把握しておられるのか説明ください。

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

本県のレスパイトの状況については、愛知県難病医療ネットワーク事業により、難病

診療連携拠点病院（愛知医科大学病院・名古屋大学医学部附属病院）及び難病医療協力病院（14箇所）において、難病患者及びその家族からの各種相談に応じており、その中でレスパイトの調整も行っております。

令和2年度は拠点病院・協力病院において、レスパイトに関する相談を169件受付しており、そのうち、レスパイト入院の調整に関する相談は77件でした。

他の都道府県の実施状況については、今年度他県において実施された「在宅難病患者一時入院事業に関するアンケート」の調査結果により確認しております。

要望8 介護ヘルパーの確保に向けて努力ください

高齢化への対応や、人員の確保の必要性が以前より増している状況になっています。

訪問系サービスの担い手の介護ヘルパーの確保に向けての働きかけを強めてください。

【回答】 高齢福祉課 介護人材確保グループ

本県では、愛知県社会福祉協議会に、福祉人材センターを設け、無料職業紹介を行うほか、年3回、福祉・介護の就職総合フェアを行うなど、求職・求人のマッチング支援等の介護人材の確保に関する取組を実施しているところです。

また、介護の仕事につきましては、きつい、給料が安いなどの一面的なイメージが浸透し、専門性や社会的意義、やりがいなど、よい部分の理解が進まない現状があることから、県としては、こうした状況を改善するため、マッチング支援等の他、若い世代を中心とした多様な人材層をターゲットに、ポータルサイト「介護の魅力ネット・あいち」の運営や、小・中学生、高校生向け介護職への理解促進とイメージアップを図るためのリーフレットの作成・配布等の「介護のイメージアップ事業」についても実施しているところです。

今後とも、関係機関等としっかり連携しながら、こうした事業を効果的に展開し、より実効性のある取組を展開してまいります。

要望9 医療的ケア児のための看護師配置事業を進めてください

学校などへの付き添いが求められる状況では保護者の就労継続も困難です。

県内での「医療的ケアのための看護師配置」状況をお知らせください。

県内での「医療的ケアのための看護師配置」を進めてください。

【回答】 教育委員会特別支援教育課 指導グループ

県立特別支援学校への看護師の配置については、これまでも医療的ケアが必要な幼児児童生徒の状況を調査し、適切な配置に努めております。

本年度は、聾学校2校に3名、肢体不自由特別支援学校7校に82名、病弱特別支援学校1校に1名、合わせて86名の看護師を配置しており、5年前の54名から32名増加しております。なお、今年度から肢体不自由特別支援学校7校のうち2校において、常勤看護師を2名体制としました。県といたしましては、引き続き、医療的ケアが必要な幼児児童生徒の状況を把握し、必要に応じた適切な看護師配置に努めてまいります。

名古屋市を除く市町村においては、本年度において市立特別支援学校3校に30名、小中学校にあっては、令和元年度において13市町に25名の看護師が配置されております。

また、市町村への看護師配置については、市町村特別支援教育担当主事等会議において、国の補助事業である「切れ目ない支援体制整備事業」の周知や積極的に活用を促すとともに、看護師を配置している市町村からの情報提供の場を設けるなど、看護師の配置が進むよう働きかけてまいりたいと考えております。

要望10 小児慢性疾患の「移行期医療支援センター」設置、「専任の移行期医療コーディネー

ター」配置をお願いします

現在の取り組み状況をお知らせください。

【回答】 健康対策課 母子保健グループ

今年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関への聞き取り等の活動ができていない状況です。

今後も、他の都道府県の動向を注視しつつ、移行期医療支援体制について検討していきたいと思っております。

要望 11 ピアサポーター養成講座、大会、RDDなどのご後援・ご協力を引き続きお願いします
貴県にも大会をご後援いただき、「難病患者のりハビリテーション」動画をユウチュウブの「あいなんれんチャンネル」にアップさせていただきました。引き続きご協力をお願いします。

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

令和2年度につきましては「RDD (Rare Disease Day 世界稀少・難治性疾患の日) 2020 in あいち」、令和3年度につきましては「愛難連・第48回大会」について、愛知県が後援をしております。

また後援した事業につきましては、貴会からの要望に応じて保健所でのポスターの掲示やチラシを窓口に設置するなどして周知を図るなど、今後とも協力してまいります

要望 12 愛知の難病サポート（仮称）ホームページ作成へのご協力ください

愛知県内には43,260人の特定医療費受給者（重症の難病患者）がみえます。軽症者も含め、難病患者の療養生活には、医療、福祉、就労などさまざまな分野からのご支援が必要です。

愛知県難病医療ネットワークをはじめ、愛知県医師会難病相談室、難病拠点・協力病院相談室、厚労省・愛知県・名古屋市など行政機関・保健所、ハローワークの難病患者就職サポーター、就労支援事業所、難病患者受け入れ介護施設、疾患ごとの患者会など様々な難病患者・家族サポートの組織・事業所などがあり、それぞれに情報発信されていますが、患者・家族が必要な情報にたどり着くまでには相当な努力や知識が必要です。

難病患者・家族や、ご支援いただいている専門職が、必要な情報にワンストップでアクセスしやすい環境整備としてのホームページ立ち上げにご協力ください。

以下、参照いただきたいサイトです。

かながわ難病医療相談・支援センター

難病医療提供機関検索ツール <https://www.kanagawa-nanbyo.com/search1/>

移行期医療提供機関検索ツール <https://www.kanagawa-nanbyo.com/search2/>

大阪府難病ポータルサイト

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikansen/nanbyo/index.html#zyoho>

【回答】 健康対策課 難病対策グループ

本県では、難病法に基づく特定医療費助成制度、指定医と指定医療機関、難病診療連携拠点病院を始めとする難病医療提供体制などについて、ウェブページで情報提供しております。また、医師やソーシャルワーカーによる療養相談や就労支援等の情報は、各関係機関がそれぞれ難病に関する情報を発信しておりますが、各関係機関がそれぞれに情報発信を行うことで、必要としている情報を得るまでに、時間を要することが考えられます。

県といたしましては、県や関係機関が提供している難病に関する情報を集約したものを、本県のウェブサイトに掲載できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上